



# お知らせ



香川県警察本部

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続きの負担軽減措置として、次に掲げる制度を実施しています。

## 1 各講習が一部休日に開催されます。

- ・ 経験者講習が休日にも開催されます。  
但し、全ての講習が休日開催とはならないので、ご注意ください。

## 2 申請書類を警察署に郵送できます。

### ● 郵送できる申請

- (1) 初心者講習，経験者講習，技能講習の受講申込み申請
- (2) 講習修了証明書の書換・再交付申請
- (3) 教習資格認定証の書換・再交付申請
- (4) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲り受けの許可申請
- (5) 技能講習終了証明書の書換・再交付申請

## 3 証明書・許可証が郵送により受け取れます。

### ● 郵送で受け取れる証明書・許可証等

- (1) 初心者講習，経験者講習の修了証明書
- (2) 技能講習の通知書・修了証明書、書換・再交付した証明書
- (3) 講習修了証明書の書換・再交付した証明書
- (4) 教習資格認定に伴う認定証及び認定証の書換，再交付した認定証
- (5) 教習資格認定に伴う猟銃用火薬類等の譲り受け許可証
- (6) 猟銃・空気銃所持許可証（新規）

## ※ 注意事項

以上の手続きをとる際には、必ず事前に住所地を管轄する警察署へ電話連絡をお願いします。

- ・ 各申請には、これまでどおりの手数料がかかりますし、郵送代金も全て申請者負担となります。
- ・ ご不明な点は、お近くの警察署へご確認下さい。



郵送できる申請	手数料	具体的手続	申請者が準備する書類等
初心者講習受講申込 ↓ 修了証明書の交付  経験者講習受講申込 ↓ 修了証明書の交付	6,800 円   3,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に電話予約（管轄警察署に受講希望日の 7 日前まで）</li> <li>○ 初心者 右欄の 1～4 を同封して警察署に郵送</li> <li>○ 経験者 右欄 1、2 を郵送</li> <li>○ 講習会を修了した方で、修了証明書の交付を郵送希望の場合、右欄 5 を警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 猟銃等講習受講申込書 1 通</li> <li>2 写真 1 枚（申込書に添付）</li> <li>3 証紙（未貼付のもの）</li> <li>4 教材送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む560円の郵便切手）</li> <li>※ 講習を修了した通知を受けた後</li> <li>5 証明書送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>
技能講習受講申込 ↓ 技能講習通知書交付 ↓ 修了証明書の交付	12,300 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に電話予約（管轄警察署に受講希望日の 14 日前まで）</li> <li>○ 右欄の 1～4 を同封して警察署に郵送</li> <li>○ 講習会を修了した方で、修了証明書の交付を郵送希望の場合、右欄 5 を警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能講習受講申込書 1 通</li> <li>2 証紙（未貼付のもの）</li> <li>3 通知書送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> <li>※ 講習を修了した通知を受けた後</li> <li>4 証明書送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>
教習資格認定証交付 （※空気銃は除く） ↓ 猟銃用火薬類等の譲り受けの許可申請 ↓ 同許可証の交付	2,400 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 射撃教習を受ける認定証の交付を郵送希望で、同教習に使用する弾を、郵送で申請する場合、右欄全部を同封のうえ警察署に郵送</li> <li>○ 別添に詳細を記載</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 猟銃用火薬類等譲受許可申請書 1 通</li> <li>2 証紙（未貼付のもの）</li> <li>3 認定証等送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>
猟銃・空気銃所持許可証の新規交付	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所持許可証の交付を郵送希望の方は右欄 1 を同封のうえ警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可証送付用封筒（長型 3 号又は角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む300円の郵便切手）</li> </ol>
講習修了証明書の書換・再交付申請	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書換えの場合は、右欄全部を、再交付は 1、3 を同封のうえ警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講習修了証明書再交付等申請書</li> <li>2 講習修了証明書・住民票の写し</li> <li>3 送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>
教習資格認定証の書換・再交付申請	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書換えの場合は右欄 1,2,4 を、再交付は 1,3,4 を同封し警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教習資格認定証再交付等申請書</li> <li>2 教習資格認定証・住民票の写し</li> <li>3 写真 1 枚</li> <li>4 送付用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>
技能講習修了証明書の書換・再交付申請	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書換えの場合は右欄全部を、再交付は 1、3 を同封のうえ警察署に郵送</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技能講習修了証明書再交付等申請書</li> <li>2 技能講習修了証書・戸籍抄本</li> <li>3 返信用封筒（角型 2 号封筒，申込者の住所氏名を記載，特定記録分を含む280円の郵便切手）</li> </ol>

# 教習資格認定申請 から射撃教習まで



## 1 教習資格認定申請とは ※ 空気銃は除く

散弾銃・ライフル銃の銃砲所持許可を受ける者は、その銃種ごとに教習射撃を受講しなければなりません。

教習資格認定申請とは、射撃教習をするための事前の審査で、各種調査の結果、問題がなければ認定され、教習資格認定証が交付されます。

この教習資格認定証の有効は3か月ですので、この有効期間内に射撃場で銃種ごとに、実弾による教習射撃を受講しなければなりません。

## 2 教習資格認定申請から教習射撃受講までの流れ

① 教習資格認定申請

→② 教習資格認定証の交付

→③ 猟銃用火薬類等譲受許可申請

→④ 譲受許可証の交付

→⑤ 教習射撃

※上記②から④までが郵送でできます。

## 3 具体的には

教習資格認定証の交付の際、②から④までの一連の手続等を郵送で希望される方は、下記の(1)～(3)を同封のうえ警察署に郵送して下さい。

- (1) 猟銃用火薬類等譲受許可申請 1 通
- (2) 証紙 (2,400円分、申請書に貼付しないこと)
- (3) 認定証等送付用封筒 (角型 2 号、280円分の切手を貼付、氏名住所を記載)

## 4 教習資格認定証が必要な場合

(1) 初めて散弾銃の所持許可を受ける場合

→ 散弾銃の教習射撃が必要

(2) 現散弾銃の所持者が新たにライフル銃の所持許可を受ける場合

→ ライフル銃の教習射撃が必要

